

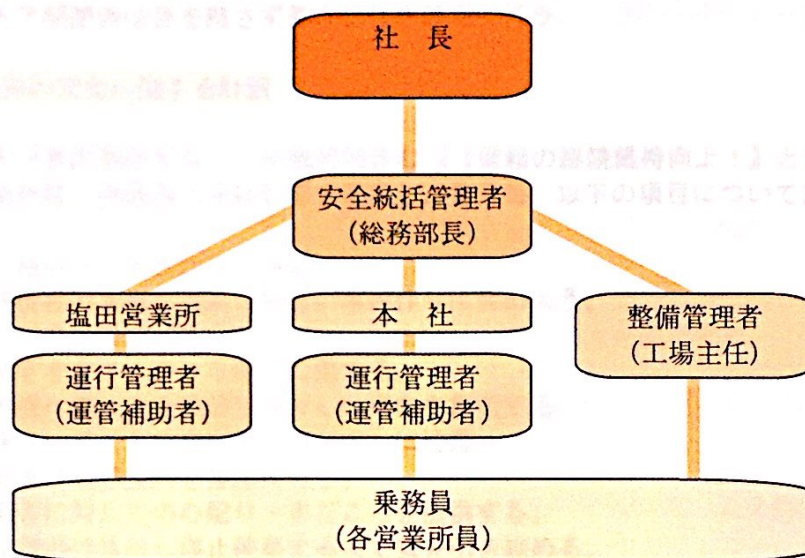
4、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は各営業所の運行管理者）は、運行管理を統括します。
- (2) 運行管理者は、（運行管理者不在の場合は運行管理補助者）は安全統括管理者の指示により、運行管理業務全般について処理します。但し、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。
- (3) 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部を担当します。
- (4) 乗務員は乗務員サービス規定に従い運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。

※輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については下記系統図を参照願います。

【輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統】

平成 25 年 4 月 1 日改訂



5、輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全従業員の安全意識の向上
輸送の安全の確保が一番重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定・社内規定（マニュアル含む）に定められた事項を遵守致します。
- (2) 安全への投資
輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 内部監査と改善
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または、予防措置を講じます。
※内部監査委員は再耕庵タクシー労働組合執行役員若干名へ委嘱。
- (4) 情報共有の体制づくり
輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達・共有を致します。
※情報連絡体制は上記“輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統”に準ずる。参照願います。
- (5) 教育・研修の計画の体系化
輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- (6) 乗務員の健康管理の徹底
産業医等の積極的利用による健康管理の充実により、事故防止を図ります。
※年間 2 度の健康診断を実施致しております。受診無き者は乗務停止措置をとります。
※12 月施行のストレスチェック制度の導入を目指します。